

令和4年5月24日

第112回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の追加について
(報告)

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項（条例第11号第1項）別紙2－4（答申640号）に基づく報告事項】

	システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
1	国民年金システム	<p>区役所における市民からの障害基礎年金に対する窓口相談について、現在は本人より聞き取った内容を紙の相談シートに記入し、ファイル保管している。その相談シートの項目をシステムに追加し保持することにより、複数回相談が必要な障害基礎年金の再相談において市民の待ち時間なく過去の相談記録を確認でき、また紙媒体での管理をなくし、ペーパーレス化にすることで紛失などによる個人情報の流出を防ぐ。</p> <p>（本人の同意があり収集している情報項目の追加）</p>	<p>傷病名、発症日・原因、初診日、初診加入制度、納付要件、障害認定日、請求事由、医療機関初診、医療機関2、医療機関3、医療機関現在、手帳などの等級、来庁日、対応職員</p>	<p>福祉局 国保年金医療課</p>

福国第3633号
令和4年2月22日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 福祉局国保年金医療課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市
個人情報保護審議会答申第640号別紙2に基づき別紙のとおり報告いたします。

【 別 紙 】

システム名	国民年金システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成27年10月6日（第70回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和4年4月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>（ ）① 法令又は制度の改廃に伴う追加 （ ）② 利用目的が同質の情報項目の追加 （○）③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>区役所における市民からの障害基礎年金に対する窓口相談について、現在は本人より聞き取った内容を紙の相談シートに記入し、ファイル保管している。その相談シートの項目をシステムに追加し保持することにより、複数回相談が必要な障害基礎年金の再相談において市民の待ち時間なく過去の相談記録を確認でき、また紙媒体での管理をなくし、ペーパーレス化にすることで紛失などによる個人情報の流出を防ぐ。</p>
今回追加する情報項目	傷病名 発症日・原因 初診日 初診加入制度 納付要件 障害認定日 請求事由 医療機関初診 医療機関2 医療機関3 医療機関現在 手帳などの等級 来庁日 対応職員